

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

事業者名	和光市北地域包括支援センター		
所在地	〒351-0115 埼玉県和光市新倉2丁目5番12号		
電話番号	048-458-5120		
指定番号	1102300041		
サービス提供地域	和光市		
管理者	枋堀 のぞみ	相談員	常勤5名 非常勤0名
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30	休業日	土・日曜日、国民の祝日、 年末年始

2. 当事業所の法人概要

事業者名	ミアヘルサ株式会社
所在地	〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3番19号
連絡先(代表)	03-3341-2421
法人種別	株式会社
代表者	代表取締役社長 青木 文恵
法人の行う他の事業	介護事業、医薬事業、保育事業、食品事業、教育事業

3. 職員体制

	常勤	非常勤	合計	資格等	兼務の有無
管理者	1人	0人	1人	看護師、介護支援専門員	有
社会福祉士	1人	0人	1人	社会福祉士	
主任介護支援専門員	1人	0人	1人	主任介護支援専門員、介護福祉士、 社会福祉士	
介護支援専門員	1人	0人	1人	介護支援専門員、社会福祉士	
看護師	2人	0人	2人	看護師、介護支援専門員	有

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービスが提供されるまでの流れとその主な内容

＜介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みからサービス提供までの流れ＞

- ① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの依頼受付
- ② 被保険者証の確認
- ③ 契約の締結と重要事項説明書の説明・同意
- ④ ご利用者様の状態把握・課題分析
- ⑤ 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント原案作成

- ⑥ 介護予防サービス事業者等との調整（サービス担当者会議の開催）
- ⑦ 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの説明と同意
- ⑧ サービス利用状況の管理・モニタリング
- ⑨ 介護予防支援に関わる諸記録整備

※ご利用者様及びそのご家族様は、介護予防サービス計画に位置付けるサービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。また、介護予防サービス計画原案に位置付けたサービス事業所についてその選定理由を説明します。

※医療系のサービスをご希望の場合やその他必要な場合、ご利用者様及びそのご家族様の同意を得て主治の医師などに意見を求め、その医師に対して介護予防サービス計画書を交付します。

※ご利用者様の服薬状況、口腔機能その他の心身または生活の状況について、必要と判断した情報を主治の医師、歯科医師、薬剤師にお知らせします。

※ご利用者様及びそのご家族様は、ご利用者様が病院等に入院した際は、地域包括の担当者氏名と連絡先を医療機関にお伝えください。

5. 利用料金

＜基本料金＞

要支援認定を受けられた方と介護予防ケアマネジメント対象者は、介護保険等から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納などがある場合は、1ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明」を発行します。

介護予防サービス計画	初回加算	8,043 円	それ以降	4,791 円
介護予防ケアマネジメント	4,791 円			
委託連携加算	居宅介護支援事業所に委託した初回のみ		3,252 円	

6. 事故発生時の対応について

事業者は、ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族様及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、必要に応じて保険者に報告を行います。事業者は、事故発生時の対応マニュアルを定めています。事故が発生した場合はその都度その原因を解明し、再発生を防ぐ対策を講じます。

7. 損害賠償について

- (1) 事業者は、ご利用者様に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者様の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにご利用者様に対して損害を賠償します。賠償の範囲は、事業者の契約にかかる損害保険の支払い範囲内とします。ただし、以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負わないものとします。

- ① ご利用者様またはご利用者代理人様等の重過失によって発生した損害。
- ② ご利用者様が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意の不告知または不実の告知を行ったことが原因で発生した損害。
- ③ ご利用者様が、事業者またはサービス従業員の指示、依頼に反して行った行為が原因で発生した損害。
- ④ 不可抗力（不慮の事故・天災など）によって発生した損害。

- (2) 事業者は、万が一の事故発生に備えて「重要事項説明書」記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

8. 衛生管理等

事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、以下のような措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する和光市北地域包括支援センターの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は従業員に対し、業務継続計画（BCP）について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10. 身体拘束に関する事項

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたっては、ご利用者様または他のご利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、当社が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業員への周知徹底（1年に1回以上）
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の徹底的な実施（1年に1回以上）

11. 虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下のような措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、研修並びに訓練を定期的に実施します。
- (4) 前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。

12. 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様、ご利用者代理人様等に関する秘密、個人情報については、ご利用者様または第三者の生命、身体等

に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- (2) あらかじめ文書によりご利用者様またはご利用者代理人様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

13. ハラスメントの防止

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者様及びそのご家族様等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. ご利用者様のご意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

アンケート調査、意見箱等ご利用者様の意見等を把握する取り組み	あり・なし
埼玉県福祉サービス第三者評価の実施	あり・なし
その他の機関・その他の方法での第三者評価の実施	あり・なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関名	
評価結果の公表	あり・なし

15. サービス相談窓口、苦情受付窓口

提供したサービスに苦情がある場合、または作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応します。

サービスの提供に関して苦情がある場合には、以下までご連絡ください。

介護予防支援事業所（和光市北地域包括支援センター）

電話番号	048-458-5120
受付時間	営業日の8:30～17:30まで
苦情受付担当者	相談員または管理者

本社（ミアヘルサ株式会社）

電話番号	03-3341-7141
受付時間	月曜日～金曜日（土日祝日除く）の9:00～18:00まで
苦情受付担当者	介護事業本部

介護保険の苦情や相談に関しては、他に下記の相談窓口があります。

市区町村のサービス相談・苦情受付窓口

和光市長寿あんしん課	
電話番号	048-424-9125

埼玉県国民健康保険団体連合会のサービス相談・苦情受付窓口

苦情対応係	
電話番号	048-824-2568

16. その他

介護予防委託の有無	有 無
-----------	----------

業務委託先居宅介護支援事業所

事業者名	
所在地	
代表者	
連絡先	